

議案第65号

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明、

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 東郷町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「（昭和58年東郷町条例第4号）」を削り、同条に次の1号を加える。

- (3) 東郷町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の表第7条第1項の項を削り、同表第15条第2項第2号の項及び第16条第3項及び第4項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の表第15条第2項第2号の項及び第16条第3項及び第4項ただし書並びに第25条第1項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第24条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）を行う職員をいう。）に対する東郷町職員の給与に関する条例（昭和35年東郷町条例第5号）附則第19項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(平成7年東郷町条例第1号)第2条第2項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

- (1) 育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等の異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えること。（第2条及び第9条関係）
- (2) 再任用制度の廃止に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めること。（第16条、第18条、第19条及び第20条関係）
- (3) 現行の定年年齢に達して給料月額の7割措置が適用される職員が育児短時間勤務を行う場合の給料月額に関して定めること。（附則第3項関係）

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。